

1．件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（美浜発電所第3号機、高浜発電所第1，2号機の設計及び工事の計画（非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤に係る高エネルギーアーク損傷対策工事）【4】」

2．日時：令和3年6月25日 9時45分～10時10分

3．場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4．出席者（・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、仲管理官補佐、竹田上席安全審査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官

関西電力株式会社：原子力事業本部 原子力発電部門 保全計画グループ マネジャー 他11名

5．自動文字起こし結果

別紙のとおり

音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6．その他

提出資料：なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	ございます。当原子力規制庁の武田です。今からオオタ皮膚DGの工認のヒアリングを開始したいと思います。前回からヒアリングをヒアリングしましたヨシザワさんとかの発言も
0:00:17	考慮しながらちょっとうちの中で議論して再度ヒアリング引け開かせていただくことになりました。
0:00:24	で、うちの政規規制庁としての考え方、当グループとしての考え方をまとめましたので、ちょっとにニシウチのほうから、その発言をしたいと思いますのでよろしくをお願いします。
0:00:37	原子力規制庁のニシウチです。
0:00:40	よろしくをお願いします。江藤。
0:00:43	一応、今日の位置付けから、先ほど竹原が言った通りですけれども、一昨日ですね、のDNPの影響の有無についてはヒアリングで確認をさせていただいて、そのときに、そのあとにですね、少しチーム内でもう一度確認をしたときに少しでも追加で確認をしないといけない点が見受けられたと。
0:01:03	いうところでちょっと本日その点について確認をしたいということでヒアリングをさせていただくものでございます。
0:01:09	ちょっと具体的にちょっと申し上げる前にまず前回のとのヒアリングで確認した内容をちょっともう一度改めて先に確認をさせていただいた上で追加で確認をする点について話を進めていければと思うんですけども。
0:01:23	まず前回のヒアリングのときには、
0:01:27	今回の日フリーの申請にあたって、まず申請している設備っていうのは、HEAF対策を行う設備であっていわゆる5丸保護リレーですとか、走時こんすでに既設の長寿コンタクト後を寄付対策設備として使用するという申請であると。
0:01:45	申請設備
0:01:48	このHEAF対策っていう機能については、安全機能を有していないというところで、ええと防護対象施設というのはこの審査の中には含まれていないというところがまずスタート地点だったかと思います。
0:02:01	その上で、最後にエンドウさんから御発言もあったと思いますけども、その上で、ただ非常用DGに実際接続されているインターロック回路になりますので、波及的影響っていう観点で少し
0:02:17	懸念があるというところもあったと思いますので、その点についてもまた波及的影響は否定できないよねと。
0:02:24	いうところで、
0:02:27	波及的影響は否定できない。ただ、今現状の非常用理事の隣に置いてあるわけなので、非常にリジットどうぞ同様に、
0:02:38	そのません。

0:02:40	あと波及的影響まず及ぼす恐れがあると、で、その上で波及的影響を及ぼす恐れがある場合については、それは防護対象施設側の防護設計として、
0:02:51	検討されるべき事項であろうと。
0:02:54	今現時点における、非常ディーゼル発電機の防護設計というのは、建家内
0:03:02	に内包されている設備ですので、構造強度保たれて保ったまま建屋で防護すると。
0:03:08	そういった防護設計があると、今回の理事HEAFの対策設備の追設によってその防護設計を変更するものではない。
0:03:16	というところから今回の皮膚理事の申請っていうのはDNPの影響を受けない。
0:03:23	なので許可制後にその旨明記をすると、そういう方向で共通認識を一昨日のヒアリングの時点ではられたのかなと思いますけども、まずここまでについて何かありますでしょうか連れている点と。
0:03:38	はい、関西電力ヨシザワでございます。同じに認識でございます。
0:03:44	規制庁ニシウチですありがとうございます。その上で、追加で確認をしたい点というのは、まさに一番今お伝えして最後の話、非常用DGの防護設計に変更があるかどうかっていうところの話でして、
0:04:00	結局その防護設計を変更する必要があるかどうかっていうのは、今現時点においては、その構造強度が保たれている建屋で守るという防護設計を変更するかしないかと。
0:04:12	で少なくとも今現時点において、工認断面においては、その構造強度が保たれているというのは、いわゆる10cmの建家除染貯槽圧に対して建屋の構造強度とか保たれている。
0:04:26	という防護設計がまず念頭にあるものだと思っています。
0:04:30	そうすると、
0:04:31	その防護設計を変更するかしないかっていう議論はそもそもその層厚ハザード側の設定がどうなるかによって、朝夕し得るものは予見できないものだと思っていて、
0:04:43	そうすると、
0:04:45	結局その一つ前の波及的影響を及ぼす恐れがあるっていうところに該当してしまうのであれば、それ以上のことは結局DNPの対応工認が終わって、今の既設の防護対象設備の防護設計が固まってからじゃないと、どういう影響があるかっていうのは議論できないのではないかと確認できないんじゃないかと。
0:05:06	いうふうにちょっと懸念があったところでございます。
0:05:10	で、

0:05:16	その点ですね一応機能の一昨日のヒアリングの時点では一応今現時点において許可もおりていて、その許可の中でディーゼル発電機、ディーゼル発電機建屋の簡易評価等も行われていて、
0:05:31	DNPで見直した層圧に対して、
0:05:37	期間評価の結果調和行动今日は保たれていると、そういった簡易評価を許可出ているということもあったとかで示しているということもあったので、そういったちょっと予見的にはその防護設計を変えるものではないだろうっていうちょっと見込みも踏まえてちょっと発言をしてしまったんですけども。
0:05:53	実際はそれは公認で詳細設計をして、工事計画として確定をしないと。
0:05:59	何もまだ現時点においては判断できないことであろうということを踏まえると、やはりその波及的影響の及ぼす恐れがある施設が申請に含まれる場合であれば、それはDNPの対応工認が確定するまでは、
0:06:16	経過措置を適用して、いわゆる従前の層圧のもとで、
0:06:21	その防護設計を変更する必要がないという申請として、そちらの審査をいただくこちらの処分をするということにしかないのかなと、そういうところでちょっと懸念を感じて今日のヒアリングを設定させていただいたところなんですけども。
0:06:36	今の防護設計の変更の有無について、
0:06:39	その判断が今現時点において従前の層圧に限らずできるのかどうか。
0:06:45	それともDNPの層圧の見直しが確定してからでないともできないのかっていうところについて、関西電力として何か見解があればお願いしたいんですけども。
0:06:59	はい、関西電力ヨシザワでございます。今回の設備については建家内の設備と必要ところで、DNPの影響はないというふうに申請してもらってたんですけども、そこで建家の強度設計も含めて、
0:07:18	こここのHEAFのプロジェクト審査で確認しないといけないということになればにニシウチさんのおっしゃる通りかなと思ってます。そこで一つは、建家内にある設備については、建家、
0:07:35	強度が保たれる。
0:07:38	当然2ページに適合するという判断をした上でDNPのバックフィットなので建屋側の強度について確認してトータルとして問題なしとするのか、その辺ちょっと。
0:07:57	正論だけだと思うんですけども、
0:08:02	ニシウチさんに出ることも分ります経過措置期限を適用して現状は10cmの層圧で気持ちを判断するというそういうやり方ができるかなと。
0:08:17	てます。
0:08:19	別でちょっと事業者からどういうやり方がいいのかっていうのはなかなか言えないんですけども、ちょっとそういうふうに考えております。

0:08:32	関連エンドウです。ちょっと属しまして確かに周知さんおっしゃる通りその許可の時点では確かに後に、DNPの詳細設計の公認がまだ終わっていないので、おっしゃる通りで今回の申請に関しては、今の
0:08:51	既評価されたA層厚のものと思って判断してもらおうということになるのかなって いうふうに思ってます。
0:09:00	以上です。
0:09:25	規制庁ニシウチです。江藤ヨシザワさんの話と前野さんの話と踏まえてですけども、やはり
0:09:35	結局今回の日フリーで追設する設備が理事に波及的影響、それは及ぼし得る 接続されている以上、及ぼし得るとしか言えないと思うんですけども。
0:09:46	具体的に及ぼし得るとその結果、理事の防護設計を変更する必要があるか ないかって言う部分については、
0:09:54	結局今の層圧で、
0:09:58	A層圧に対して10cmの層圧に対して構造強度が保たれている建屋で防護 するってということが前提にあると。
0:10:05	その状態であれば、もちろん変更する必要はないよねってところは時もア グリーなんですけども、一方で、許可で簡易評価示されているものの、少なく とも工認南面の詳細設計の段階においては、まだ
0:10:20	27万ノ発電所によって違うと思いますけど見直し後の機器の層圧に対しての 建屋で防護できるかどうかってところの墓石はそもそもまだ固まっていな いであろうと。
0:10:30	仮にあの建屋で防護できないってなったら別の防護方針を立てるわけで、そも そもその見直し後の防護設計というのが固まってない現時点においてその防 護設計の変更の有無ってところを詳細設計の断面として書く確認するこ とはできないだろうと。
0:10:48	それであれば経過措置を適用をして皮膚DGのスパーク整線については申請 処分をするこちらの設すると。
0:10:57	いうことになるかと思えますけども、
0:11:01	何か反論等ございましたらお願いします。
0:11:05	関西電力エンドウでございます。先行のですね、P3434もその方針だとい うことで認識してますので、今おっしゃったことに特に問題ございません。
0:11:28	規制庁ニシウチです。それでは方針は高いこれであつたため共通理解が得 られたと思いますので、その上で補正の内容をについてなんですけども、今現 時点の申請書あの許可整合の説明書においてはですね。
0:11:44	2件ですけども、DNPの許可の日付が入っている申請書コスモ最新の許可と のDNP許可との整合性も含めて判断をしているとして示しているという と、申請書になっていると思いますので、少なくともその部分について、

0:12:01	DNP以前の直近の許可との整合性という形に訂正をいただく必要があるのではないかと合わせてもなお書きの部分ですね、そのDNPの許可の影響はないという部分ですけども、もう今話を踏まえると、
0:12:18	そこは現時点においてはやはり確認ができない。
0:12:22	DNP側の措置を見直して理事側の防護設計が固まると確認ができないという認識ですので、そもそもなお書きについてはそもそも言及する必要がないのかなと思いますけども、関西電力としてどうお考えでしょうか。
0:12:38	関西電力ヨシザワでございます。今の整理に異論ございません。
0:12:55	規制庁ニシウチです。了解しました。具体的にはを一度本件補正申請をいただいて、その際にDNPの許可の影響というの許可請願取り取り入れていただいたと思うんですけども、それは補正前の形に戻すという理解でよろしいでしょうか。
0:13:13	。
0:13:26	関西電力エンドウです。主旨は認識で問題はございません。ちょっとイチゴミックスどっか適正化された部分があるかないかちょっと今まだ把握して資料も手元に資料ないのでわからないですけども、おっしゃったように基本方針の最初の段落のところは、
0:13:45	5月19日入れたのは、補正後だなので、そこは前に戻すのと、なお書きのところは削除ということでそこは追加した部分になるので、そういうことだというふうに設定してます。
0:14:00	規制庁に周知です了解しました。一応許可生後の説明書5号本文5号と許可本文5号と許可本文11号との2種類にパートに分かれていて両方ともDNPの許可影響の話は今記載されていると思いますので、
0:14:17	そこともにあわせて御検討いただければと思います。
0:14:25	関西電力エンドウでございます承知いたしました。
0:14:38	はい。
0:14:40	はい、規制庁の武田です。まず示さレートスケジュールだけちょっと迫っていますが、スケジュールだけ確認したいんですけども。
0:14:55	はい、関西電力ヨシザワでございます。今話を踏まえて、速やかに補正内容を確定して本日細胞設置していただきたいと考えます。
0:15:12	はい。了解して了解しました。
0:15:15	修正し次第、補正されるということでお待ちしてます。
0:15:20	これ積算すいません、何かございますか。
0:15:34	はいすいません規制庁の関です。一応の今ので理解をしましたのでそれで進めていただければと思いますそれでちょっと前回と少し追加で確認が必要になってしまったというところについてはちょっと本当は

0:15:49	一昨日議論できればよかったのかなと思ってるんですけどもちょっとこちらもちょっと考えたらのところがあってちょっと再度考えてこうなったというところ。
0:16:00	であります
0:16:05	ちょっと申し訳ないですけども、そのところはちょっと保証方針変わっておりますがやっぱり中身重視というところで御理解のほういただきたいと思っております。それでその上でやはり最終的に私たち考えた心というのはやはり最後これ技術的には確かに論としては立つある程度立ってるし、
0:16:25	許可あるんで予見性はあると思ってるんですけども、いう牽制があるというのは理解をしているんですけども、やはり設置設計工事認可という行政手続きである以上は何を的どこを適用してるのかっていうのはやはり明らかにしておかないといけないというのがまず一つあると思っております。
0:16:45	その上でどちらの許可を選択するのかってのはやはりきちんとしていただきたかったっていうところがあること、それから、やはり設認のあとの後段規制のところを考えてもやはりどちらを適用してるのかっていうのはやはりきちんとしておいたほうがいいと思うところが今回の
0:17:01	ポイントかと思っておりますのでその上で、
0:17:07	設認レベルで
0:17:14	問題ない。建家でちゃんと防護できることが証明されてそれが認可され問題がなくなった時点で確定した時点で再度
0:17:25	この手続きについて、どうするのかっていうのを最後問い合わせをいただければある程度予見性のあるところに行くのではないのかなと考えてます。最後清掃は当然必要ですけども基本的にはそういうふうを考えておりますのでそこでご理解いただければと思います。私から以上です。
0:17:48	関西電力ヨシザワでございます。今の話Cにつきましてこちらも理解をしました速やかに手続きを行って、本日補正させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
0:18:05	ちょっと、
0:18:08	はい。規制庁の武田です。
0:18:11	今日のヒアリングこれで終わりたいと思えます重ねる草は感じるから何かありますか。
0:18:20	業者です。1点よろしいですか。はい、お願いします。
0:18:24	これも寄付の方のヒアリングですので、今ちょっとお話が違うのかもしれませんが、濃縮液配管のほう念のため確認だけさせていただきたいと思っております。今やりとりさせていただいたDFについては波及的影響の観点と、
0:18:41	というようなところで今セキさんから御説明いただいたようなところを踏まえて、整理がなされて、
0:18:48	今けれども濃縮機器配管の分は、

0:18:51	そもそも防護対象でないというところがこれははっきりしていくかなというところになりますので、整備は非フリーとちょっと違っていて濃縮液配管については現状をの記載ですね、具体的には防護対象ではないので、DNPの影響受けませんよそ現状記載しているわけですけども。
0:19:08	その現状記載のままで最終補正をさせていただくということでもいいかなというふうに考えてますけどその認識でよろしいですね。
0:19:18	次に、
0:19:45	マンションしか増えて規制庁だけです。ちょっとお待ちください。
0:19:53	了解です。
0:23:37	規制庁の武田です。お時間いただいてすみません。日
0:23:41	いった皮膚DGの話だけでここで示させていただいて今日補正だと思うので、それが作業の方に関わっていただくような形になるのかなと思いますんで、濃縮廃棄に関してはこれからちょっと議論した上でオオタさんのこと今、
0:23:58	当濃縮排気の人てこられたい。
0:24:06	はい。ちょっと皮膚DGに関してはここで1回板示させてください。それでいいでしょうか。
0:24:16	はい、承知しました。すみません。皮膚DGはこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。